

事業報告書

(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 原心会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市栄町 6 番 18 号リファレンス栄町パーク 1 号室

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 3 月 22 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 4 月 1 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	原眼科医院	4210227999	長崎県佐世保市栄町 6 番 18 号 リファレンス栄町パーク 1 号室	一般病床 0 床 療養病床 0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5 年 11 月 22 日 令和 5 年度決算の決定

令和 5 年 11 月 30 日 役員の変更 (理事長重任)

令和 6 年 9 月 30 日 第 37 期 (自令和 6 年 10 月 1 日至令和 7 年 9 月 30 日) の
事業計画及び収支予算の決定

所在地 長崎県佐世保市栄町6番18号
リファレンス栄町パーク1号室

(令和 6年 9月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	30,557	I 流 動 負 債	14,145
II 固 定 資 産	56,618	I 固 定 負 債	161,820
1 有 形 固 定 資 産	48,372	負 債 合 計	175,965
2 そ の 他 の 資 産	8,246	純 資 産 の 部	
III 繰 延 資 産	6,431	科 目	金 額
		I 資 本 金	2,000
		II 利 益 剰 余 金	△ 84,359
		純 資 産 合 計	△ 82,359
資 産 合 計	93,606	負 債 ・ 純 資 産 合 計	93,606

法人名 医 療 法 人 原 心 会
所在地 長崎県佐世保市栄町6番18号
リファレンス栄町パーク1号室

損 益 計 算 書
(自 令 和 5 年 10 月 1 日 至 令 和 6 年 9 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	91,981
2 事 業 費 用	88,052
本来業務事業利益	3,929
事 業 利 益	3,929
II 事 業 外 収 益	885
III 事 業 外 費 用	2,177
経 常 利 益	2,637
税 引 前 当 期 純 利 益	2,637
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	2,566

法人名 医 療 法 人 原 心 会

所在地 長崎県佐世保市栄町6番18号
リファレンス栄町パーク1号室

財 産 目 録

(令 和 6 年 9 月 30 日 現 在)

1. 資 産 額	93,606 千円
2. 負 債 額	175,965 千円
3. 純 資 産 額	△ 82,359 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	30,557
B 固 定 資 産	56,618
C 繰 延 資 産	6,431
D 資 産 合 計 (A + B + C)	93,606
E 負 債 合 計	175,965
F 純 資 産 (D - E)	△ 82,359

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 原 心 会
理事長 原 潤 殿

私は、医療法人 原心会の令和6会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

医療法人 原 心 会
監 事 馬 淵 惺 敬

